

スマートフォン決済ポイント還元事業業務委託に係る
公募型プロポーザル実施要領

令和6年1月

相模原市 環境経済局 産業・雇用対策課

目次

第1章 プロポーザル参加に関する手続等

1	業務概要	1
2	スケジュール	1
3	担当部署及び問い合わせ先	1
4	参加者に必要な資格	2
5	複数の団体が共同して参加申込する場合	2
6	参加手続等	3
7	参加資格の喪失	3

第2章 業務に関する事項・企画提案について

1	業務目的・内容等	4
2	企画提案	4

第3章 企画提案審査の手続及び受注候補者の選定

1	企画提案書等の審査	7
2	プレゼンテーションの実施	7
3	評価基準	7
4	受注候補者の選定	7
5	選定の取消	8
6	その他	8

第1章 プロポーザル参加に関する手続等

1 業務概要

(1) 件名

スマートフォン決済ポイント還元事業業務委託

(2) 履行期間

契約締結日から令和6年12月27日まで

(3) 履行場所

相模原市内

(4) 契約上限金額

720,000,000円(税込)

※事務経費は、60,000,000円(税込)を上限とする。

※本業務を遂行するに当たり必要となる一切の費用を含み、市は契約金額以外の費用を負担しないものとする。

※独自提案において、市民等に対し、金品若しくはそれに相当するものを授受する直接的な費用は事業費として認めない。ただし、受注者が負担する場合は、この限りではない。

2 スケジュール

参加申込書受付期間	令和6年1月22日(月)から 令和6年2月2日(金)午後5時まで
質問書受付期間	令和6年1月22日(月)から 令和6年2月2日(金)午後5時まで
参加資格確認結果通知書交付日	令和6年2月6日(火)午後1時以降
質問に対する回答送付日	令和6年2月6日(火)
企画提案書等提出期間	令和6年2月7日(水)から 令和6年2月20日(火)午後5時まで ※参加資格を満たす事業者のみ提出可
プレゼンテーション実施日	令和6年2月27日(火) ※時間・会場は後日連絡
選定結果の通知日	令和6年2月29日(木)
契約締結	令和6年3月中(予定)

3 担当部署及び問い合わせ先

〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15

相模原市 環境経済局 産業・雇用対策課 担当 小形・志賀

電話 042-769-9255(直通)

メールアドレス sangyou.k@city.sagamihara.kanagawa.jp

4 参加者に必要な資格

次の全ての要件を満たす者であること。なお、要件を満たさないことが判明した場合、参加資格を失う。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 相模原市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止期間中でない者であること。
- (3) 参加する者が個人である場合には、その者が、相模原市暴力団排除条例（平成23年相模原市条例第31号。以下「市暴力団排除条例」という。）第2条第4号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）と認められないこと、又は、法人等（法人又は団体をいう。）である場合には同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等と認められないこと。
- (4) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号。）第23条第1項又は第2項に違反したと認められないこと。
- (5) 市暴力団排除条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められないこと、又は参加する者の支店若しくは営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）の代表者が、暴力団員等と密接な関係を有すると認められないこと。
- (6) 相模原市契約規則（平成4年相模原市規則第9号）第3条の3に規定する競争入札参加資格者名簿に登載され、令和5年・6年度競争入札参加資格者として認定されている者であること、又は、過去2年間に市又は国若しくは地方公共団体と本事業と同様の種類の契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行した者であり、契約を履行しないこととなる恐れがないと認められるものであること。
- (7) 団体又はその代表者が次に掲げる税を滞納していない者であること。
 - ア 国税 法人税、消費税及び地方消費税
 - イ 都道府県税 法人県民税、法人事業税（地方法人特別税を含む。）及び自動車税
 - ウ 市町村税 相模原市市税条例（平成16年相模原市条例第7号）に規定する市税
- (8) 社会保険（労働保険、健康保険及び厚生年金保険）に加入する義務がある者については、これらに加入していること。
- (9) 雇用する労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払っていること。
- (10) 労働関係法令を遵守していること。

5 複数の団体が共同して参加申込する場合

複数の団体が共同して参加する場合には、複数の団体が共同して構成する団体（以下「共同企業体」という。）として組織し、代表となる団体により申込すること。この場合、共同企業体を構成する団体間の取決事項や責任割合等を明記した書類を、参加申込書等と併せて提出すること。

申込後の連絡及び選定後の契約は代表団体を中心に行うが、契約に関する責任は構成する団体全てが負うこと。

なお、共同企業体を構成する団体のいずれかが、「第1章 4 参加者に必要な資格」の要件を満たさない場合、当該共同企業体は失格とする。

6 参加手続等

(1) 参加に必要な書類の提出等

本プロポーザルに参加を希望する者は、次のとおり参加に必要な書類を提出すること。

ア 提出書類

(ア) 参加申込書(様式1)

(イ) 企業の概要(様式2)

イ 提出期限 令和6年2月2日(金)午後5時まで(必着)

※提出期限を過ぎて提出された参加申込書は受け付けない。

ウ 提出先 相模原市 環境経済局 産業・雇用対策課

(「第1章 3 担当部署及び問い合わせ先」)

エ 提出方法 直接持込又は郵送

※郵送による場合は、書留郵便の方法に限る。

(2) 参加資格確認結果通知書(様式3)の交付

参加申込書の提出者について、資格要件を満たしているかどうかの確認を行い、結果について次のとおり通知する。

・日時：令和6年2月6日(火)午後1時以降 ・方法：電子メール

(3) 質問書の提出及び回答

本プロポーザル方式の内容について質疑がある場合は、次のとおり質問書(任意様式)を提出すること。質問内容及びその回答は、参加者すべてに通知する。なお、質問事項がない場合は、質問書の提出は不要とする。

ア 提出期限 令和6年2月2日(金)午後5時まで(必着)

※提出期限を過ぎて提出された質問には回答しない。

イ 提出先 相模原市 環境経済局 産業・雇用対策課

(「第1章 3 担当部署及び問い合わせ先」)

ウ 提出方法 電子メール

※電子メールで質問書を送付後、電話連絡で到達確認を行うこと。

エ 回答日 令和6年2月6日(火)

オ 回答方法 電子メール

7 参加資格の喪失

参加申込書の提出期限の日から受注候補者の選定の日までの間に次のいずれかに該当することになった場合には、以後の本件に関する手続の参加資格を失うものとする。

(1) 提出した書類等に虚偽の記載をしたとき。

(2) 本実施要領に定める手続き、方法等を遵守しないとき。

第2章 業務に関する事項・企画提案について

1 業務目的・内容等

別紙1「スマートフォン決済ポイント還元事業業務委託 仕様書」のとおり。

2 企画提案

(1) 企画提案項目

別紙1「スマートフォン決済ポイント還元事業業務委託 仕様書」及び別紙2「スマートフォン決済ポイント還元事業業務委託 企画提案評価基準」を踏まえ、次のア～オの項目の内容を含めて具体的な提案を行うこと。

ア 運営体制の構築等

- 本事業の運営体制（事務局の体制・個人情報管理体制・全体スケジュール等）
- キャンペーンにおけるポイント還元額の想定とその根拠
 - ※想定するキャンペーンの対象店舗数（重複店舗・店内重複を除く）も含めて説明すること。なお、カウントの方法は「第2章 2（2）ア 書類等とその部数」の対象店舗一覧表の備考欄を参照すること。
 - ※他自治体におけるキャンペーンの動向や分析等も踏まえ、ポイント還元額の想定とその根拠を説明すること。
- キャンペーン期間中における、キャンペーン利用者の決済総額及びポイント還元予定額の把握方法・市への報告方法

イ 消費者の利便性、消費者への事業PR及び支援

- 対象キャッシュレス決済の内容（チャージ方法、ポイント付与のタイミング、ポイントの有効期限）
- 本事業の周知方法とその媒体
- スマートフォン決済に不慣れな市民に対する支援内容
 - ・説明会等の開催時期、場所、回数の想定
 - ・説明会等への参加が困難な市民への対応方法

ウ 対象店舗の利便性、対象店舗への事業PR及び支援

- 対象キャッシュレス決済に係る導入経費（初期費用）及び運用に係る経費（決済手数料、入金サイクル、振込手数料等）
- 本事業の対象となる店舗への周知方法とその媒体
- 対象キャッシュレス決済未導入の店舗に対する導入支援の方策

エ 事業に関する問い合わせ対応

- コールセンターの体制（営業日時・人員・回線数等の想定）
- トラブル等発生時の対応
- 特設サイトへのQ&A掲載など、コールセンター以外の対応方法

オ 事業の効果検証

- 効果検証に用いる基礎データの内容とその収集方法
- 具体的な効果検証の方法

(2) 企画提案書等の提出

企画提案者は、次のとおり企画提案に必要な書類等を提出すること。

ア 書類等とその部数

書類等・部数	備考
企画提案書【任意様式】 10部 (正本1部 副本9部)	<ul style="list-style-type: none"> ・ A4横版(A3版の折り込み可)とし、表紙を除き片面印刷で概ね15頁以内で作成すること。概念図やフロー図等を活用し、わかりやすい表現となるように留意すること。 ・ 副本には、社判やロゴマーク等、企画提案者及び対象キャッシュレス決済の名称を推定できる記載をしないこと。
見積書【任意様式】 1部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金額は税込金額で提出すること。総額を記載の上、ポイント還元額と事務経費(税込)ごとの算定根拠が示された詳細な内訳を示すこと。 ・ ポイント還元額は、キャンペーン開始時点の「対象店舗見込数」を加味して算定すること。 ・ 契約上限金額を超える金額は記載できない。
対象店舗一覧表 【様式4】 1部(CD-ROM)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和6年1月1日現在、本業務の対象店舗のうち、対象キャッシュレス決済を導入している店舗の一覧を作成すること。 ・ 店舗は、1店舗又は事務所につき、1つとカウントすること。複数の対象キャッシュレス決済を提案する場合は、店舗が重複しないようにカウントすること。 【例①】 タクシー事業者が、対象キャッシュレス決済を導入しているタクシー100台を所有 → <u>カウントは「1」とする(「100」とはしない)。</u> 【例②】 スーパーマーケットが、対象キャッシュレス決済を導入しているレジ5台を保有している場合 → <u>カウントは「1」とする(「5」とはしない)。</u> ・ CD-ROMでの提出が難しい場合は、別途調整の上、電子メール等での提出方法も可能とする。

- イ 提出期限 令和6年2月20日(火)午後5時まで(必着)
※提出期限を過ぎても企画提案書が届かない参加者は失格とする。
- ウ 提出先 相模原市 環境経済局 産業・雇用対策課
(「第1章 3 担当部署及び問い合わせ先」)
- エ 提出方法 直接持込又は郵送
※郵送による場合は、書留郵便の方法に限る。

(3) 無効となる企画提案書

次のいずれかに該当する提案は無効とする。

- ア 参加資格を有しない者の提案
- イ 見積書の金額が、契約上限金額又は事務経費の上限を超える提案
- ウ 虚偽の記載をした提案
- エ プレゼンテーションに出席しなかったものの提案

(4) 企画提案書等の取扱い

- ア 企画提案書等の作成及び提出等に係る費用は提案者の負担とする。
- イ 提出された企画提案書は、本プロポーザル方式における受注候補者の選定以外の目的では使用しないものとする。
- ウ 提出された書類は、選定を行うために必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することがある。
- エ 企画提案書等の提出後は、原則として記載内容の変更は認めない。また、資料の追加及び差替えも認めない。ただし、市の判断により補足資料の提出を求めることがある。
- オ 企画提案書等の提出は、1者につき1案のみとする。
- カ 提出された書類は返却しないものとする。

第3章 企画提案審査の方法及び受注候補者の選定

1 企画提案書等の審査

- (1) 審査に当たっては、公正かつ公平な審査を期すことを目的に、市が設置する評価委員会にて行う。
- (2) 委員会は、相模原市情報公開条例(平成12年12月25日条例第39号)第7条第5号の規定に基づき非公開とする。

2 プレゼンテーションの実施

- (1) 実施日
令和6年2月27日(火)
※時間・会場等の詳細は対象者に別途連絡する。
- (2) 実施方法等
 - ア プレゼンテーションは、提案内容に対する確認や補足説明を主な目的として実施するもので、提出された企画提案書(副本)のみを使用し、他の資料、機材等は使用しないものとする。
 - イ プレゼンテーションは、評価委員会の委員(以下「委員」という。)が公平、公正な採点を行うことができるよう、企画提案者及び対象キャッシュレス決済の名称を伏せることとし、会社名等が特定できるような衣類やバッジ等は着用しないこと。
 - ウ 別紙2「スマートフォン決済ポイント還元事業業務委託 企画提案評価基準」に従い評価を行う。
 - エ 企画提案者の出席は2人以内とし、時間は35分程度(説明20分、質疑応答15分程度)を予定している。

3 評価基準

企画提案の評価基準は、別紙2「スマートフォン決済ポイント還元事業業務委託 企画提案評価基準」のとおりとする。

4 受注候補者の選定

- (1) 提出された企画提案書等を審査し、委員1人につき、100点を満点とした点数をつける。委員5名の点数を合計し、最も高い総合得点を獲得した提案者を受注候補者として選定し、契約締結に向けた必要な協議を行う。なお、この協議において、受注候補者からの企画提案書の内容の変更は、原則として認めないものとする。
- (2) 受注候補者と契約締結に至らなかった場合は、次順位の者を新たな受注候補者として手続を行うものとする。
- (3) 最も高い総合得点の者が同点の場合の順位は、評価項目の「消費者の利便性、消費者への事業PR及び支援」、「対象店舗の利便性、対象店舗への事業PR及び支援」の順で得点が高い者を上位とする。
- (4) 審査の結果、いずれの提案も評価点の総合得点が300点に満たない場合は、受注候補者を選定しない場合がある。

- (5) 提案者のうち、受注候補者として選定した者及び選定されなかった者に対して、その旨を審査結果通知書（様式5）により令和6年2月29日（木）までに通知する。
- また、結果のうち、次の項目を市ホームページで公表する。
- ・受注候補者名
 - ・すべての企画提案者の評価項目ごとの得点及び総合得点

5 選定の取消

受注候補者として選定された者は、選定の日から契約締結の日までの間に、次の項目に該当することになった場合には、本プロポーザルの受注候補者としての選定は取消するものとし、契約締結は行わないものとする。この場合、次順位の者を新たに受注候補者として手続を行うものとする。

- (1) 「第1章 5 参加者に必要な資格」の要件を満たさないことが判明したとき。
- (2) 提出した書類に虚偽の記載をしたとき。
- (3) 受注候補者の都合により企画提案書の記載内容から大幅な変更があったとき。
- (4) 契約締結の協議が不調となったとき。

6 その他

- (1) 手続において使用する言語は、日本語とする。
- (2) 本契約において使用する通貨は、日本円とする。
- (3) 本契約においては、契約書の作成を要する。
- (4) 本プロポーザルの参加等に要する費用は、参加者の負担とする。
- (5) 本契約の締結に当たり、契約保証金として、契約金額の10分の1に相当する額以上の額を契約時まで納付すること。ただし、契約規則第34条の規定に該当する場合、契約保証金を免除できるものとする。
- (6) 本業務について、主たる部分の再委託は認めない。
- (7) 市は、次の場合に審査手続きを中止する。
 - ア 天災等により事業の実施が困難なとき
 - イ 提案書を提出する意思を示した事業者がいなく
 - ウ 条件を満たす提案がないとき
- (8) 本プロポーザルの参加者は、評価委員会による受注候補者の選定前であれば、いつでも辞退することができる。
- (9) 受注候補者等に選定された者からの棄権は原則として認めない。
- (10) 受注候補者等に選定された権利を他者に譲渡することは認めない。
- (11) 受注候補者と仕様の細部や契約金額について協議し、協議が成立した場合には、本業務に係る随意契約を締結する。この場合において、改めて仕様書を作成し、見積書の提出を求めることとする。
- (12) 契約に当たっては、提案のあった企画の内容を基に協議を行うが、全ての提案内容が反映されるとは限らない。
- (13) その他この要領に定めのない事項については、地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)、施行令及びその関係法令、並びに相模原市が制定する関係条例・規則等に準じるものとする。